

○山形県手数料条例（平成12年3月21日山形県条例8号）（抜粋）

（手数料の徴収）

第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）～（409） 一略一

（410） 都市計画法第29条第1項又は第2項 開発行為許可申請手数料 次の表の左欄に掲げる  
 の規定に基づく開発行為の許可の申請に 料 区分に応じ、それぞれ  
 対する審査 同表の右欄に定める額

区分		金額
イ 主として 自己の居住 の用に供す る住宅の用 に供する目 的で行う開 発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	8,600円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	22,000円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	43,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	86,000円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	130,000円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	170,000円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	220,000円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	300,000円
ロ 主として、住宅以外 の建築物 で自己の業 務の用に供 するものの 建築又は自 己の業務の 用に供する 特定工作物 の建設の用 に供する目 的で行う開 発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	13,000円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	30,000円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	65,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	120,000円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	200,000円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	270,000円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	340,000円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	480,000円
ハ 上記以外 の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円

（411） 都市計画法第35条の2の規定に基づ 開発行為変更許可申請 変更許可申請1件につ  
 く開発行為の変更の許可の申請に対する 手数料 ぎ、次の表の各項目に  
 審査 定額を合算した額  
 （その額が870,000円  
 を超えるときは、  
 870,000円）

イ 開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域  
 の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮  
 小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手  
 料の金額の10分の1に相当する金額

ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで (同法附則第5項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額 ハ 上記以外の変更については、10,000円
---

(412) 都市計画法第41条第2項ただし書 用途地域の定められて 46,000円

(同法第35条の2第4項において準用しない土地の区域内に  
 する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可における建築物の特例許可  
 可の申請に対する審査 可申請手数料

(413) 都市計画法第42条第1項ただし書の 予定建築物等以外の建 26,000円

規定に基づく建築等の許可の申請に対する 建築等許可申請手数料  
 る審査

(414) 都市計画法第43条の規定に基づく建 開発許可を受けない市 次の表の左欄に掲げる  
 築等の許可の申請に対する審査 街化調整区域内の土地 区分に応じ、それぞれ

における建築等許可申 同表の右欄に定める額  
 請手数料

区分	金額
敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	6,900円
敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	18,000円
敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	39,000円
敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	69,000円
敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	97,000円

(415) 削除

(416) 都市計画法第45条の規定に基づく開 開発許可を受けた地位 次の表の左欄に掲げる  
 発許可を受けた地位の承認の申請に対する の承継の承認申請手数 区分に応じ、同表の右  
 る審査 料 欄に定める額

区分	金額
イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の 用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅 以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開 発区域の面積が1ヘクタール未満の場合	1,700円
ロ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の 建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供す る特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面 積が1ヘクタール以上の場合	2,700円
ハ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、上記以外のものの場合	17,000円

(417) 都市計画法第47条第5項の規定に基 開発登録簿の写しの交 用紙1枚につき470円  
 づく開発登録簿の写しの交付 付手数料